平成２２年（フ）第２３６号
石川県石川郡野々市町字三納382番地の１
雇用促進住宅野々市宿舎１号棟207号室、従前の住所石川県石川郡野々市町横宮町３番６号
債務者　田地　健一
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
金沢市米泉町８丁目140番地１　県営住宅５棟６号
債務者　穴田　瑞喜
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
金沢市畝田西４丁目66番地２　県営住宅５棟507号
債務者　津田　義一
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８９号
石川県白山市三幸町７番地　レインボウハウス202
債務者　久野みゆき
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
岐阜市粟野西７丁目206番地　粟野ハイツＡ103号室
債務者　村瀬　富子（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８７号
岐阜市北島１丁目３番13―205号　ヴィラ・フロンティア
債務者　井村　武博
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９３号
岐阜市西鶉３丁目180番地１
債務者　大塚　智子（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９６号
岐阜市中鶉５丁目10番地５
債務者　赤堀　孝敏
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９７号
岐阜県瑞穂市別府360番地５
債務者　向明戸潤一
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５８号
名古屋市北区西味鋺３丁目809番地　コーポアジマ106号
債務者　中山　一馬
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５９号
名古屋市北区西味鋺３丁目809番地　コーポアジマ106号
債務者　中山ベバリィーこと　ＮＡＫＡＹＡＭＡ　ＢＥＶＥＲＬＹ　ＰＥＣＯＲＥ
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市家島町真浦289番地１
債務者　小島有美子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３２号
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町86番地シャトレ北条305号、従前の住所兵庫県姫路市青山３丁目20番５－２号
債務者　広田とりここと広田幸恵こと　金　外淑
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４６号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の38
城の宮第１住宅２Ａ―506号
債務者　池田　好英
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２３号
兵庫県姫路市山吹２丁目５番27号
債務者　竹塚　温子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７３号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地７―308号、居所東京都練馬区豊玉南３―17―10　レオパレス豊南106
債務者　辻村　　浩
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８３号
兵庫県神崎郡市川町西川辺295番地
債務者　山本　　恵（旧姓宗利・西原）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部